

S・Aとリンク!!  
TOPのS・A[2]、  
TOP・MPDのS・A[2]を  
一緒に勉強しよう!



## 表現の自由

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する(憲法21条1項)。

### 表現の自由の保障と知る権利

#### 1 表現の自由の保障

##### (1) 意義

表現の自由とは、思想・信条・意見・知識・事実に対する認識等、**個人の内心における一切の精神作用**を外部に公表する精神活動の自由をいう。

##### (2) 趣旨

表現の自由は、個人が言論活動を通じて**自己の人格を発展させる**という価値を有するだけでなく、表現活動を通じて**国政に参加する**という価値を有することから、民主制にとって極めて重要な人権といえる。

#### 2 知る権利

##### (1) 意義

知る権利とは、表現の自由を特に**情報の受け手側**から捉えたものであり、個人が自由に情報を獲得することを公権力によって妨げてはならない権利をいう。

##### (2) 趣旨

現代の情報化社会において、表現の自由の保障を実現するためには、思想等の公表の自由のみならず、事実に関する知識を含むあらゆる情報の**発表・伝達・受領行為**の自由が保障されることが必要である。特に、国民が国政に参加するためには、国政に関する情報の受領の自由が不可欠となる。そのため、表現の自由を保障した憲法21条は、国民の情報を受領する自由を「**知る権利(広義)**」としても保障していると解されている。

情報公開請求権(国民が、国又は地方公共団体に対して積極的に情報の公開を請求する権利)は、「**狭義の知る権利**」とも呼ばれるよ。



### 報道の自由と取材の自由

#### 1 報道の自由の保障

報道の自由とは、新聞やテレビ等を通じて、**事実に関する情報を伝える活動の自由**をいう。報道の自由は、国民の「**知る権利**」に奉仕するものであり、表現の自由の保障に含まれる。



#### 報道の自由の保障

報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するについて、重要な判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由と並んで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した**憲法21条の保障の下**にある(最決昭44. 11. 26)。

#### 判例

#### 2 取材の自由の尊重

取材の自由とは、報道するために**事実に関する情報を収集する活動の自由**をいう。報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、取材の自由も**十分尊重**されなければならない。



#### 取材の自由の尊重

報道機関の報道が正しい内容を持つためには、報道の自由とともに、報道のための取材の自由も、憲法21条の精神に照らし、**十分尊重に値するもの**といわなければならない(最決昭44. 11. 26)。

#### 判例

#### 3 公共の福祉に基づく制約

報道の自由の保障や取材の自由の尊重は、絶対無制約なものではなく、人権相互の矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である「**公共の福祉**」に基づく制約に服する(憲法13条)。

#### 4 国家機密の保護

国家公務員を取材する場合は、相手から守秘義務のある情報を聞き出すことになるので**唆し罪(国公法100条、109条12号、111条)**が成立するか問題となる。判例は、取材が真に**報道**の目的であり、手段及び方法が**社会通念上是認される**ものである限りは、正当な業務行為であるとしている(最決昭53. 5. 31)。



# マンガでTRY 法学論文 刑法



論文とリンク!!  
TOPの論文①、  
TOP-MPDの論文②を  
一緒に勉強しよう!

## 嘱託殺人未遂罪

甲は、インターネットの掲示板に連絡先を書き込み、仕事を探していたところ、A男から「事業が行き詰まり多額の負債を負ってしまった。自分が死んだら保険金が家族に支払われるので、これで清算したい。100万円を私を殺してくれないか」との依頼を受けた。甲は、自殺を手伝うようなものだと考え、これに応じ、A男と打ち合わせた上、同人の頸部をナイフで切り付けるなどして殺害しようとした。しかし、吹き出た血に動転して途中で逃走してしまい、A男に傷害を負わせるにとどまった。

▼上記の事例をマンガで見てみましょう!



**問** この場合における甲の刑責について述べなさい。

解答・解説は次ページで▶